

名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、名古屋市住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（平成19年法律第112号。以下「法」という）第2条に規定する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関し、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、名古屋市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的として、法第51条第1項に基づく住宅確保要配慮者居住支援協議会として設置するものとする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。
- 二 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。
- 三 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進のための啓発活動及び民間賃貸住宅の賃貸人からの物件提供促進のための環境整備に関すること。
- 四 公的賃貸住宅の事業主体との連携、入居者の居住の安定確保その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第2章 役員

(役員の種類及び選任)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 2 役員は、以下のとおりとする。
 - 一 会長は、名古屋市住宅都市局住宅部長とする。
 - 二 副会長は、本会の会員のうちから総会で選任する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会を招集して議長となる。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

第3章 組織

(総会)

第8条 総会は、毎年1回、定期総会を開催するほか会長が必要と認めた場合又は会員の3分の

- 1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。

- 一 本会の事業計画に関すること。
- 二 本会の事業報告に関すること。
- 三 本会会則の制定及び改廃に関すること。
- 四 専門部会の設置に関すること。
- 五 その他本会に関する基本的事項及び重要事項に関すること。

- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

(定足数等)

第9条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はその権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会長に委任したものとみなし、前項の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(専門部会)

第10条 専門部会を設置する場合は、会長が指名する者をもって構成し、部会長が召集する。

- 2 部会長は、部会員の互選とし、その議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務等を行うために、名古屋市住宅都市局住宅部住宅企画課に事務局を置く。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第12条 会員は、本会の事業の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、平成30年5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、令和8年5月19日から施行する。

別表（第4条関係）

不動産関係団体	公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会
	公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部
	公益財団法人日本賃貸住宅管理協会東海ブロック
居住支援団体等	公益社団法人愛知共同住宅協会
	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会
	名古屋市内いきいき支援センター※
	名古屋市自立支援連絡会
	名古屋市内仕事・暮らし自立サポートセンター※
	公益財団法人名古屋国際センター
	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会
	名古屋市居住支援法人ネットワーク連絡会
公的住宅機関	名古屋市住宅供給公社
	独立行政法人都市再生機構中部支社
	独立行政法人住宅金融支援機構東海支店
行政機関 (国)	法務省名古屋保護観察所
	法務省中部矯正管区
行政機関 (名古屋市)	スポーツ市民局地域振興部地域振興課
	スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課
	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課
	健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課
	健康福祉局高齢福祉部介護保険課
	健康福祉局障害福祉部障害企画課
	健康福祉局障害福祉部障害者支援課
	健康福祉局生活福祉部保護課
	健康福祉局健康部健康増進課
	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課
	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課
	住宅都市局住宅部住宅企画課
	住宅都市局住宅部住宅整備課
	住宅都市局住宅部住宅管理課

※名古屋市内いきいき支援センター、名古屋市内仕事・暮らし自立サポートセンターについては、それぞれ1会員とする。